



# 環境影響評価への取り組み

環境影響評価法の趣旨を踏まえた先進的な取り組み

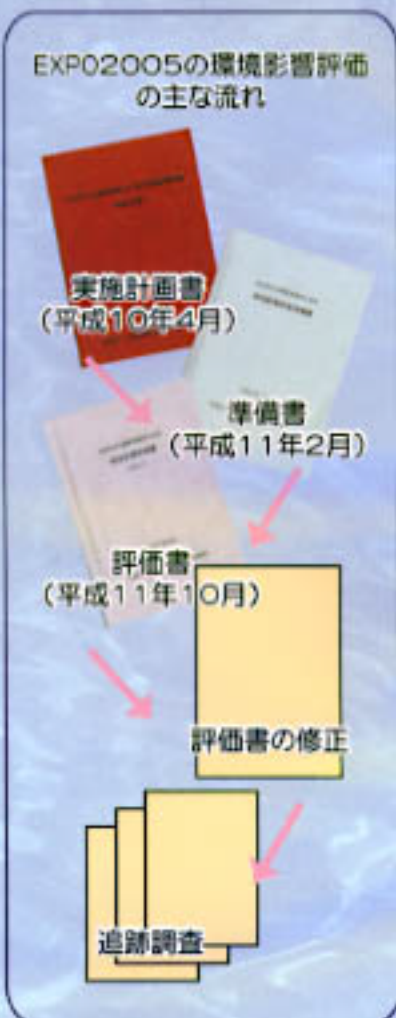


幅広い意見聴取を行っています。



EXPO2005の環境影響評価は、さまざまな先進的な取り組みをしています。

- ①環境影響評価法(H11.6施行)で新しく導入された「方法書」にあたる「実施計画書」を法施行に先がけて作成し、住民意見を求めました。
- ②生態系や温室効果ガスによる環境への負荷などの観点にも着目し、詳細な調査を実施するとともに、予測及び評価しました。
- ③関連する地域整備事業と情報の共有を図るなど連携し、それらの事業の影響も考慮し、全体の影響が把握できるように工夫しました。
- ④環境影響評価の過程で得られた結果をフィードバックさせながら、環境への影響を極力未然に回避できるよう計画づくりに反映するといった、計画策定と連動した環境影響評価を実施し、会場計画の策定を進めています。



実施計画書を公表した時点において、環境影響評価法では位置づけられていない説明会を実施しました。任意の意見交換会を適宜、開催し、皆さまのご意見を広くお聞きしています。



今後も以下の事項に配慮し環境影響評価の手続きを進めていきます。

- ①環境への影響を回避または低減することを最優先するものとし、やむを得ず代償措置を実施する場合は、できる限り早い時期に実施し、追跡調査によりその効果の確認に努めます。
- ②環境保全措置の実施については、関係機関との連携を図りつつ適切に実施します。
- ③オオタカについては、「国際博会場関連オオタカ調査検討会(平成11年6月設置)」の検討状況に応じて適切な措置を講じます。



サギソウ



ハッチョウトンボ



ギフチョウ



シデコブシ